

山梨県立大学評価本部FD・SD委員会規程

(平成22年4月1日制定 大学第6007号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学評価本部規程第7条第2項の規定に基づき、教員の能力開発による教育研究活動の活性化並びに教職員の大学運営に必要な能力及び資質の向上による大学運営の活性化への組織的取組みを推進することを目的として設置する山梨県立大学評価本部FD・SD委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育研究活動の活性化に関する事項
- (2) 授業の内容及び方法の改善に関する事項
- (3) 大学運営に必要な能力及び資質の向上に関する事項
- (4) その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 学部長、研究科長及び専攻科長
- (2) 学部・研究科・専攻科FD・SD委員会委員長
- (3) 教育委員長
- (4) 学長が指名する教員
- (5) その他委員会が必要と認め指名する教職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、理事長が指名する教員をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員のうちから、委員会の同意を得て、委員長が指名する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 その他委員会の会議については、山梨県立大学委員会規程の定めるところによる。

(学部・研究科委員会)

第6条 学部・研究科・専攻科のFD・SD活動を推進するため、学部・研究科・専攻科にFD・SD委員会を設置する。

- 2 学部・研究科・専攻科のFD・SD委員会には、学部長・研究科長・専攻科長が委員として加わる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、学生支援課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。